

(小学校)音楽科

1 改訂の趣旨・要点について

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり、音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについて意識を深める学習の充実を図る。
- 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

2 目標及び音楽科における見方・考え方について

【目標】

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。 (知識及び技能)
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。 (思考力、判断力、表現力等)
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。 (学びに向かう力、人間性等)

【ポイント】

- 「音楽的な見方・考え方」とは・・・？
音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けることである。
- 「表現」・「鑑賞」領域は、何か変わったの・・・？
この2領域の中身は基本的には変わらない。しかし、これらの活動は個々に行われるだけでなく、相互に関わり合っていることを押さえる。また、音楽科の学習が、児童の音楽活動と離れた個別の知識の習得や、技能の機械的な訓練にならないようにすることが大切。
- 音楽科の学習を通して目指す姿とは・・・？
音楽科の目標を実現することによって、音楽を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養い、心豊かな生活を営む社会の実現に寄与することを目指している。

【学年の目標】

- 教科の目標を基に、学年の目標について低学年・中学年・高学年それぞれ、教育課程全体を通して目指す3つの資質・能力に基づいて整理された。

<従前>

- (1) 音楽活動に対する興味・関心、意欲を高め、音楽を生活に生かそうとする態度、習慣を育てること。
- (2) 基礎的な表現の能力を育てること
- (3) 基礎的な鑑賞の能力を育てること



<今回の改訂>

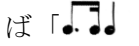
- (1) 「知識及び技能」の習得
- (2) 「思考力、判断力、表現力等」の育成
- (3) 「学びに向かう力、人間性等」の涵養

3 内容についての主なポイント

【歌唱】

- 児童が、思いや意図を言葉や音楽で伝え合うことと、実際に歌ってみることを繰り返しながら、表現の工夫を促すようにすることが重要。
- 階名唱（移動ド唱法）、暗唱することの大切さも強調されている。

【器楽】

- 曲全体の構成などの特徴を確認したり、例えば「」の部分を変えて演奏して比較し、特徴的なリズムのよさや面白さを実感できるようにしたりする。
- 器楽表現の工夫する根拠を、曲の特徴に求めて表現をつくりだすことも強調されている。

【音楽づくり】

- (ア)即興的に表現する活動、(イ)音を音楽へと構成する活動の2つの活動としてまとめられ、従前より相当詳細に示された。
- 音楽づくりの「発想を得る活動」を生かして、「まとまりを意識した音楽をつくる」ように、つながりのある活動にすることが重要。

【鑑賞】

- 従前と同様に〔共通事項〕との関連を図り、曲想や音楽の構造について自ら気付くように指導を工夫することが重要。
- 曲の一部分だけを取り出した学習に終始せず、鑑賞の本来の活動として、曲全体を味わって聴き深めることが大切。

- いずれの活動においても、児童が表現を工夫していること等について、教師が具体的に伝え、音楽表現が高まったことを価値付け、全体で共有していくことが、教師の大切な役割である。

【共通事項】

- 〔共通事項〕については、従前と変わらず、「A表現」及び「B鑑賞」の指導の過程において、各事項と併せて十分な指導が行われるよう工夫することが大切である。
- 〔共通事項〕の内容が**全学年共通**のものとなり、「拍の流れ」→「拍」、「和声の響き」→「和音の響き」、「問いと答え」→「呼びかけとこたえ」等、改訂された部分がある。

4 内容の取扱いと指導上の配慮事項について

- (1) **ウ新出**：ICレコーダーや実物投影機の活用、また、創作用コンピュータソフトウェアの活用等について、また、**オ**で小学校段階としての私的財産の保護と活用についても示されている。
- (3) **新出**：我が国や郷土の音楽の指導について、音源や楽譜等の表し方の具体例や口唱歌*の活用について示されている。また、(4)においても、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう配慮するよう示されている。

*口唱歌…和楽器の伝承において用いられてきた学習方法で、リズムや旋律を「チン・トン・シャン」などの言葉に置き換えて唱えること。

5 移行措置に係る留意事項等について

- 音楽科は、平成30年度より全部又は一部について、新学習指導要領によることができる。
- 新しい学習指導要領では、「知識及び技能が習得されること」についてより明確に示されているが、これまでと同様、決して技能の教え込みではなく、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすること。
- 教材、歌唱共通教材については現行のものを踏襲しているが、**器楽**について、**中学年から和楽器**が入っている。和楽器を用いた器楽教材では、斉奏の曲を扱うことも考えられるとしている。